

## 独立行政法人総合病院国保旭中央病院職員倫理規程

平成28年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「法人」という。）の社会的使命と責任を果たし、信用と信頼を確保するために、職員等の職務遂行に係る倫理指針を示すことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「職員等」とは、法人と雇用関係にある者のほか、法人の名において法人のために職務を行う者をいう。

(倫理行動規準および禁止行為)

第3条 職員等は、法人の社会的使命と責任を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務遂行に係る規準として、行動しなければならない。

- (1) 何人に対してもその人格を重んじ、公正かつ公平な態度で職務を遂行し、一部または特定の者に対して差別的・恣意的な取扱いをしてはならない。
- (2) 常に公私の別を明らかにし、職務上の地位や権限を自らの私的利益のために用いてはならない。
- (3) 職務の報酬として法人から給与等を受け取るほかは、何人からもその職務の公正・公平性に疑惑を招くような金品や利益の收受を行ってはならない。
- (4) 取引先から無償または不当に廉価で特別の役務提供や供応接待を受けたり、共に遊興・私的旅行等を行ってはならない。
- (5) 患者や職員等の個人情報、法人の秘密事項、その他職務上知りえた情報を正当な理由無く第三者に開示してはならない。
- (6) 勤務時間外または職務外においても、自らの言動によって法人の社会的信用を損ねないように留意しなければならない。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、職員等の職務に係る倫理に関し必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。